

# 農業委員会だより

●発行 平成28年3月31日  
●企画・編集 大和市農業委員会  
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号  
電話 046(260)5137

農家戸数/404戸  
経営面積/209.06ha  
(平成28年1月1日現在)



観光花農園(上和田)の丸菊



## 大和らしい農業

大和市農業委員長 小菅 正徳

陽春の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会活動に対しまして、特段のご理解とご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、TPP交渉の大筋合意により、今後の農業にどのような影響があるのか予測が難しいところではあります。安倍首相は、「農林水産業については、『守る農業』から『攻める農業』に転換し、意欲ある生産者が安心して再生産に取り組める、若い人が夢が持てるものにしていく。万全の対策を講じていく。」と述べており、今後どのような政策がうちだされるのかを注視してまいります。

一方、「農業委員に関する法律」が改正され、平成28年4月1日より施行されます。この改正法においては、農業委員の選出方法が公選制から任命制に大きく変わり、

また、農業委員会の担う役割として農地の適正な保全の責務が強化されるなど、農業委員会の役割がますます重要視されています。

本市の農業の発展は、都市の有利性を活かした農業生産活動により、市民への新鮮な地元産農産物を提供することが、大切であると考えております。食することは健康への第一歩です。「健康都市」を目指す大和市に置いて、新鮮な農産物を提供していくことが「大和らしい農業」の発展と農地の保全につながることから、農業委員会としても力を注いでまいります。

今後も農業委員が一致協力して、農業委員会の使命でもあります「農地利用の最適化」に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

### 主 な 内 容

- 会長あいさつ ..... ① 農地の適正管理を心がけましょう ..... ④
- 農業委員会活動報告 ..... ② 知って得する農業者年金Q&A ..... ④
- 新規就農者の紹介 ..... ③

# 農業委員会活動報告 (平成27年1月～12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

今年も、農地パトロール月間である11月に市内農地のパトロールを実施し、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。平成21年12月の改正農地法の施行により、農業委員会の農地の「利用状況調査」が義務化され、遊休農地の是正指導権限が強化されたことから毎年実施しているものです。

近年の農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、

遊休農地が年々増加する傾向にあるため、耕作できない農地(市街化調整区域に限る)については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を活用し、意欲のある農業者に貸付し有効利用を図るよう、農地のあっせんを行っています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため先進地視察研修も行っています。

今年は、川崎市農業技術支援センターとJAセレサ川崎「セレサモス」を視察しました。



川崎市農業技術支援センター研修



11月に行われた農地パトロール

## 総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	2
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	16
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	14
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	117
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	22
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	14
その他	農業委員会等に関する法律施行令	3

## お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日前後が締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って  
手続きしてください。

## 賛助会員費募

昨年12月、各地区の生産嘱託員を通じてご協力いただきました「神奈川県農業会議賛助会員費」の募金は、1月末に取りまとめを完了しました。

その結果、平成27年度の賛助会員費として198,440円の厚志をお寄せいただきました。この賛助会員費は、神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続していけるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

## 農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、届出が必要です。農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。



手続きは **簡単です。** 大和市農業委員会へお問い合わせください。  
電話 046 (260) 5137

# 地域みなさん、よろしくお願ひします。



桐ヶ谷 修幸さん

## 新規就農者の紹介

### おいしいお米作りに挑戦!

横浜市を拠点とする(株)桐ヶ谷工業所の社長である桐ヶ谷修幸さんは、平成26年に新規就農として、深見にある田を借り受けて社長自ら社員らと稲作を始めました。

「私が農業を始めたきっかけは、金沢区の工業団地で行われた異業種交流会がきっかけで、農業に興味を持ちました。というのも、農業と自分の会社の機械が自動化に向け結びつくのではと思ったのが始まりです。最初は神奈川工業会の方に土地を紹介してもらい、異業種交流会の仲間と木更津の畑を借りてやっていました。最初は畑作りから始まりましたが、すべてが手作業で大変でした。近くに住む半農半漁している人たちに手伝ってもらって、作付けするところまでたどりつきました。やってみてわかったことは、農作業をすべて機械化することは到底できないことであり、やはり人の力を注がなければ、作物はできないということです。

しばらくは、木更津での野菜作りを行っていましたが、通うのが大変だったことから、知人を通じて会社から近い大和市の田んぼを借りることとなりました。

どうして今回は畑ではなく田んぼを借りようと思っ

たか、それは田園風景が好きだったことから、機会があったらやってみたくて思っていました。せっかく今回のような機会をもらえたことから、やるなら本格的にやりたいと思い、田植え機と稲刈り機もすぐに準備しました。田んぼは畑とは違い、水の管理や経費などがとても大変で収益には合いませんが、やりがいがある」ということでした。

やり始めた当初は、仕事が始まる前の早朝に田んぼに来て作業をするなど色々大変だったようですが、手伝ってくれる社員などもいたからみんなで頑張ることができ続けられているということです。

農業をやっていると、人材教育の場としてもとても良いそうです。「作物は手をかければかけるほど応えてくれ、さぼったらもちろんいい作物は育たない、農作業の段取りを考えたりすることで、応用力や頭の切り替えを良くするためにも役立っている」とのことでした。

今後、耕作は続けていき「もっとおいしいお米を作るというのが今の目標」と笑顔で語って頂きました。桐ヶ谷さんのおいしいお米がいつか店頭に並び、私たちの食卓に並ぶのも間近かも知れません。

作業風景



集合写真



# 農地の適正管理を心がけましょう

## 農地造成については注意してください。

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸してほしい」などの話をもち掛けたら、安易に契約や承諾しないで、必ず地元の農業委員または、農業委員会事務局にご相談ください。造成については、許可申請が必要になります。また、悪質な業者は残土の投棄場にして、そのまま逃げてしまうケースもあり、そのため所有者が多額な費用をかけて是正することにもなります。

### 農地のご相談は

大和市農業委員会事務局 電話 046-260-5137または各地区農業委員まで

## 農地が耕作できなくなった場合はご相談ください。

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの方は、利用権設定(期限付き農地貸借制度)などによる、農地のあっせんも行っていますので、是非ご相談ください。



# 知って得する 農業者年金

## Q&A

女性農業者の皆さんご存知ですか？



**Q:** 農業者年金はどのような仕組みになっていますか？

**A:** 少子高齢時代でも安定し、安心して加入できる積立方式・確定拠出型の年金です！

農業者年金は、加入者自らが支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる積立方式の年金です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の仕組みです。「積立方式・確定拠出型」の農業者年金制度は、加入者や受給者の方の数がどのように変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度です。少子高齢時代でも安心してご加入いただけます。

保険料の額は月額2万～6万7千円の間で千円単位で選択でき、途中で自由に増減させることもできます。年金は、生きている間必ず決まった金額が支払われる終身年金です。また、仮に80歳よりも前に亡くなった場合でも、80歳までの農業者老齢年金の現在価格に相当する金額は、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

### 農業者年金の支給額年額の試算

加入年齢	納付期間	運用利回り2.5%の場合		運用利回り3%の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	81万円	69万円	89万円	76万円
30歳	30年	54万円	46万円	58万円	49万円
40歳	20年	32万円	27万円	34万円	28万円
50歳	10年	14万円	12万円	15万円	12万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの利回りが2.5%及び3%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。  
 ※運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の12年間(H25まで)の運用利回りの平均は、年率2.53%です。  
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成27年度は0.75%となっています。  
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

### 独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F  
 電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660  
<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！